

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成30年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年6月9日

奈良県監査委員	斎藤 信一郎
同	森田 康文
同	西川 均
同	和田 恵治

監査の特定事件（テーマ）

債権管理に関する財務事務の執行について

平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

【監査の結果及び意見一覧（抜粋）】

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	第2 奈良県の債権、未収金の概要	
	6 県に対する総括的な結果又は意見	
37頁	<p>総括1（結果）</p> <p>未収金について生じる延滞金及び遅延損害金（延滞金等）について、元本（分納により支払われた元本部分を含む。）の支払が完了し延滞金等を確定しうるものについては、その確定しうる時に調定し、未収金として回収管理に着手しなければならない。</p>	<p>未収金について、元本の回収に努めている。延滞金の事前調定については、関連部署とも情報共有を図りながら連携して検討していく。</p> <p>【中央卸売市場再整備推進室】</p>
	第3 債権、未収金の情報開示	
	1 債権、未収金の情報開示	
53頁	<p>（4）結果又は意見（結果）</p> <p>平成29年度に県が公表した平成28年度の全体会計貸借対照表における長期貸付金、短期貸付金、長期延滞債権及び未収金は、統一的な基準に基づいて作成されてはいなかった。県は本来求められている統一的な基準に基づく財務書類の公表を行うとともに、債権管理簿等の原簿と照合することにより、公表される数値の妥当性を確認するべきである。また、県は、統一的な基準に基づく財務書類の数値と財産調書及び収入未済額調書など、他に県が作成する公文書の数値との乖離を分析し、情報の信頼性と精度をより一層高めるべきである。</p>	<p>平成30年3月31日を基準日として作成した全体会計貸借対照表においては、貸付金・未収金について、統一的な基準に基づき固定資産（長期貸付金、長期延滞債権）・流動資産（短期貸付金、未収金）の区分に整理。あわせて、県が作成する財産調書や収入未済額調書における貸付金・未収金の残高と、財務書類における残高の突合作業を行い、公表する情報の精度を高めた。【財政課】</p>
	第9 母子父子寡婦福祉資金貸付金債権	
	1 概要	
118頁	<p>（6）結果又は意見（意見）</p> <p>利用実績の少ない貸付金が母子父子寡婦貸付金の制度として残っているが、利用実績の少ない貸付金についても担当者は制度を理解する必要があるなど一定の事務負担が生じている。貸付金の種類については、法律などで定められているため、県は独自に廃止できないものの、事務の効率化を図る観点から、利用実績の少ない貸付金については、国へ廃止を提言するなど、効率化に向けた働きかけを行うことが望ましい。</p>	<p>現在の本県の各貸付の事務手続きについて点検した。</p> <p>なお、本年度の貸付において、近年、利用実績の無かった事業継続貸付の貸付を行ったため、厚生労働省の各都道府県に対する実績調査等を通じ情報収集を行い、国への提言内容について検討を進める。【こども家庭課】</p>

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	2 長期滞留債権	
121頁	<p>(2) 結果又は意見（意見）</p> <p>長期間回収がない貸付金について、財産調査や所在調査を行うなどの事務負担が生じている。回収の見込みが少ない貸付金については、時効の援用を得る前に不納欠損処理を行えるよう、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や委任専決処分による債権放棄の実施も含めた、より効果的効率的な管理に注力できる全庁的なルールの整備改廃が必要である。</p>	<p>全庁的なルール整備に従い、適切な対応を行う。【こども家庭課】</p>
	3 違約金の計算	
122頁	<p>(2) 結果又は意見（結果）</p> <p>貸付金を納入期限内に返済しなかったことによる違約金については、収納があるときまでその発生額が確定しないという理由で、県は調定をしていない。しかし、貸付金元利金の返済（分納を含む。）により違約金の額が確定したものについては、調定により県としての債権が存在することを確認しなければならず、また県民に示す観点からも、適時に調定して県の財産として管理する必要がある。事後調定をする理由は無い。</p>	<p>全庁的なルール整備に従い、適切な対応を行う。【こども家庭課】</p>
	第10 児童保護措置費保護者負担金	
	2 債権回収事務	
129頁	<p>(2) 結果又は意見（意見）</p> <p>債権の回収業務に関する事務をすべて所管課の職員が行っているが、法律の改正に伴い収納事務について民間委託が可能になったため、業務の効率化の観点から検討を進められたい。</p>	<p>児童虐待等で入所措置中の保護者からの回収も必要となるため、他府県調査を実施中。調査を踏まえ民間委託について慎重に検討していく。【こども家庭課】</p>
	3 債権管理事務に関する手引	
130頁	<p>(3) 結果又は意見（結果）</p> <p>児童保護措置費保護者負担金の徴収事務を定めた「児童保護措置費保護者負担金未収金対策の手引き」（平成18年8月）が、県が行っている実際の事務と異なっている。手引きに沿った事務を実施する、または、手引きを実施している事務と整合するよう見直す必要がある。</p>	<p>「児童保護措置費保護者負担金未収金対策の手引き」の作成から12年以上経過しているため、手引きと実施している事務が整合するよう、手引きの内容の精査を実施中。今後整合を図っていく。【こども家庭課】</p>
131頁	<p>(3) 結果又は意見（結果）</p> <p>児童保護措置費保護者負担金の滞納者から、延滞金を徴収すべきである。やむを得ない理由で延滞金を徴収しない場合には、その理由を明確化しておく必要がある。</p>	<p>延滞金を徴収しないやむを得ない理由について整理したところ。今後「児童保護措置費保護者負担金未収金対策の手引き」に理由を明確にするよう見直しを行う。【こども家庭課】</p>

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	4 抽出調査	
138頁	<p>(6) 結果又は意見(結果)</p> <p>児童福祉法に定められる措置を行う際に、保護者から入手している申請・同意書について、記入項目が設けられているにもかかわらず未記入となっているものがあつた。申請・同意書は措置にあたり保護者との取り決めを記載した重要な書類であるため、適切に記載すべきである。</p>	<p>申請・同意書については、令和2年度の運用に向け、本年度中に記入項目を再検討し、記載漏れ等のないような様式に改める。 【こども家庭課】</p>
139頁	<p>(6) 結果又は意見(意見)</p> <p>債務者である保護者が死亡した場合、その時点までの未収金は、今後回収が見込まれない状況にあるが、消滅時効が成立するまで不納欠損処理を行っていない。事務の効率化及び財産管理の観点から死亡が確認された時点で不納欠損することが望ましいと考える。</p>	<p>平成31年度の不納欠損処理より、死亡等で回収が見込まれない債務者を児童相談所に確認し、不納欠損を実施している。 【こども家庭課】</p>
139頁	<p>(6) 結果又は意見(結果)</p> <p>平成29年度の不納欠損処理の対象債権は、主に平成23年度に調定したものを対象に行っているが、すでに平成28年度に時効起算日から5年を経過し不納欠損すべきであつた債権も含まれている可能性があり、不納欠損処理が適切に行われていない。</p>	<p>これまでは年度で区切り不納欠損対象債権を抽出していたが、平成30年度より不納欠損処理の対象債権の抽出時期である12月時点で時効成立したものを不納欠損処理の対象とすることで、不納欠損処理を適切に処理できるよう是正した。【こども家庭課】</p>
139頁	<p>(6) 結果又は意見(結果)</p> <p>保護者に納入の通知が到達しない場合、当該負担金の調定期限及び納入の通知を遅らせているが、当該負担金について、措置対象の児童が措置施設を利用した会計年度に調定をする必要がある。</p>	<p>児童が措置施設を利用した会計年度に調定出来るよう、年度末に入所したケース等については保護者への調査を早急に行うよう、児童相談所へ依頼した。【こども家庭課】</p>
140頁	<p>(6) 結果又は意見(結果)</p> <p>「税外債権の管理マニュアル」に従い、債権管理簿に必要な事項を漏れなく記載すべきである。</p>	<p>債権管理簿については記載事項を整理したところ。今後管理簿の見直しを行う。 【こども家庭課】</p>
140頁	<p>(6) 結果又は意見(結果)</p> <p>平成24年度に発生した債権の一部について、納付の意思確認という時効の中断に該当する事実の債権管理簿への記録が残っていなかった。 納付の意思確認は時効の中断を示す重要な事実であるため、今後は債権管理簿に適切に記録するとともに、債務者から債務承認にかかる書面を入手する必要がある。</p>	<p>時効中断を示す事実確認を明確化するため債務承認にかかる様式を定め、マニュアルに掲載し、令和2年度より債務者に送付・返送してもらい、債務承認に関する事実を債権管理簿に適切に記録する。【こども家庭課】</p>

監査結果報告書	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	第13 中央卸売市場施設使用料等	
	1 概要	
165頁	<p>(5) 結果又は意見（意見）</p> <p>債権管理台帳には、すべての滞納整理事務を記載する必要がある。</p>	<p>過去債権1件について台帳への記載漏れがあったものであるが、現在有している債権についてはすべて適正に管理できている。今後も適切な債権管理を行うよう努める。</p> <p>【中央卸売市場再整備推進室】</p>
166頁	<p>(5) 結果又は意見（結果）</p> <p>約2,600千円の債権に対し、月2千円で分割回収中の事案があり、全額回収が非現実的な状況となっている。今後、分割納付について合意する際には、全額回収について現実性を帯びた合理的な期待ができる期間内に収まるようにすべきである。</p>	<p>県の請求先の誤りにより請求額が過小となった経緯や相手方の経営状況等を勘案し、少額の納付を認めたものである。今後は、相手方に対して分割納付額の増額となるよう強く求める。</p> <p>【中央卸売市場再整備推進室】</p>
167頁	<p>(5) 結果又は意見（意見）</p> <p>事業者から提出された事業報告書を、事業者の経営分析に活用することが望まれる。</p>	<p>事業者から提出される事業報告書等から、流動比率・自己資産比率等を算出し経営状況の経営分析に活用していく。</p> <p>【中央卸売市場再整備推進室】</p>
167頁	<p>(5) 結果又は意見（結果）</p> <p>滞納している債権に対し延滞金を徴収していないが、分割納付により返済を受けた場合であっても当該元本部分に対応する延滞金は徴収しなければならない。徴収せずに減免を行うのであれば適切な手続きを経る必要がある。</p>	<p>過年度分の債権については、営業中の事業者2社及び退去した事業者2社に係るものである。営業中の事業者は経営状況が良好とはいえ、現在、分割納付を行っており、退去した事業者は経営実態がなく債権回収が困難な状況となっている。このような状況からまずは元本の回収に努めている。なお、延滞金については、関係する部署とも調整を行いながら減免する事も含めて検討していく。</p> <p>【中央卸売市場再整備推進室】</p>